

新和歌山就職氷河期世代活躍支援プラン

令和5年8月

和歌山就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

【目次】

1	背景・趣旨	1
2	計画期間	2
3	支援対象者	2
4	現状と課題	2
5	目標、K P I 及び取組	
	(1) 不安定な就労状態にある方	3
	(2) 長期にわたり無業の状態にある方	5
	(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの方等)	6
	(4) 全支援対象者	8
6	推進体制・進捗管理方法	8
7	市町村プラットフォームとの連携	8
8	その他	9

新和歌山就職氷河期世代活躍支援プラン

1 背景・趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」は、現在、30代後半から50代前半に至っている。

これらの世代は雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。

こうした状況の中、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、就職氷河期世代の活躍の場を広げるための3年間の集中的な取組として「就職氷河期世代支援プログラム」がとりまとめられるとともに、同プログラムを着実に実行するため、令和元年12月23日に「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（以下「行動計画」という。）が関係府省会議で決定された。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、「就職氷河期世代支援の推進に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日付け就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。以下「行動計画」という。）が策定されているところである。

和歌山県においては、行動計画に基づき、県内の関係機関（経済団体、労働団体、支援機関、行政機関）を構成員として、県内の就職氷河期世代の活躍支援策をとりまとめ、進捗管理等を統括する「和歌山就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「和歌山PF」という。）を令和2年7月27日に設置した。

引き続き、和歌山県内の就職氷河期世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、同世代の方々の実態やニーズに沿った必要な支援を具体的に行うために、KPI等を見直した新和歌山就職氷河期世代活躍支援プラン（以下「新活躍支援プラン」という。）を策定し、就職氷河期世代の方の活躍の機会がさらに広がるよう、各界が一体となって「新活躍支援プラン」を継続的に推進していくこととする。

2 「新活躍支援プラン」の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日までとする。

3 支援対象者

「新活躍支援プラン」においては、昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれ、次の①～③に掲げる方々を支援対象者とする。

① 不安定な就労状態にある方

- ・ 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている方や、求職者の方など
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する失業中の方など

② 長期にわたり無業の状態にある方

無業で求職活動をしていない方で、家事も通学もしていない方など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

ひきこもりの状態にある方、生活困窮に陥っている方や社会参加を希望する長期無業の方、就労支援だけでなく福祉的な支援を必要としている方など

4 現状と課題

和歌山県内における支援対象者の現状については、総務省の「就業構造基本統計調査（2017年）」を基に、①不安定な就労状態にある方3,000人、②長期にわたり無業の状態にある方2,645人と推計している^{※1}。③社会参加に向けた支援を必要とする方については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしも直ちに就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていないが、今後、「新活躍支援プラン」の期間内においても支援対象者の実態やニーズを明らかにしていくこととする。

こうした支援対象者の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情もさまざまであることから、個々人の状況に応じた支援メニューを丁寧に届けていかなければならない。そのためには、支援対象者やその家族の置かれている状況、ニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を、社会全体に浸透させるよう引き続き取り組んでいくことが不可欠である。

支援対象者である①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）は明確に区分できない場合も多く、その状態も時とともに変化していくものであることから、関係機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応しながら、支援対象者やその家族に対する柔軟な支援を継続的に行う必要がある。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響や雇用情勢の変化に留意しながら、第二の就職氷河期世代を作らないための取組等と合わせて、地域社会全体で支援対象者を支える気運を今後も醸成していくことが重要である。企業側からも有用な人材確保の好機と捉えられるよう意識の向上が求められる。

これらを踏まえ、必要な方々に必要な支援が届く体制を構築するため、和歌山 P F のみならず、他の関係機関とも引き続き連携して取り組んでいくこととする。

※1 総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」より

5 目標、K P I ※2 及び取組

(1) 不安定な就労状態にある方

【目標】

正規雇用を希望していながら不安定な就労状態にある方について現状よりも良い処遇を目指すため、支援対象者の正規雇用者数を 1,650 人※3 増やすことを目標とする。

【K P I】

項 目	K P I
ハローワーク紹介による正社員就職件数	1,600 件 ※4
求職者支援訓練受講者数	400 人 ※4

※2 重要業績評価指標 (key Performance Indicator) の略。目標の進捗を把握するための指標。

※3 総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」等より

「不安定な就労状態にある方」和歌山県 3,000 人/全国 541,700 人×100≒0.55%
30 万人 (国の目標) ×0.55%=1,650 人 (和歌山県の目標)

※4 2年間での KPI 件数、年度更新後に見直しの可能性あり

【取組】

(相談体制の充実)

① ハローワーク和歌山に就職氷河期世代専門窓口「正社員チャレンジコーナー」を引き続き設置し、担当者制によるキャリアコンサルティングを含めたきめ細かな個別支援により、マッチング促進及び職場定着を図る。

〈和歌山労働局〉

② 「わかやま就職支援センター (通称：はたらコーデわかやま)」ではハローワークをはじめとした関係機関と連携し、求職者に対する雇用関連サービスを

提供する。また支援対象者に適切かつワンストップな支援を行えるよう、支援機関間の連携を強化する。

〈和歌山県商工観光労働部〉

(職業訓練等の実施・強化、スキルアップ支援)

③ 求職者、在職者それぞれのニーズに対応した職業能力等の習得をめざす公的職業訓練によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。

なお、訓練コース等の設定に当たっては、正社員就職のために資する内容とするよう配慮する。

〈和歌山労働局、和歌山県商工観光労働部、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部和歌山職業能力開発促進センター〉

④ 再就職や転職を目指す求職者の方々に、求職者支援訓練の概要やコース内容、受講のための手続きや受講のメリット等についての周知広報に努める。

〈和歌山労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部和歌山職業能力開発促進センター〉

(就職、正社員への転換支援)

⑤ 支援対象者に対するマッチングイベント（企業の説明会、就職面接会、職場見学会・体験会、セミナー等）を開催（後援・共催を含む）する。

〈和歌山労働局、和歌山県商工観光労働部〉

⑥ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、就職氷河期世代正規雇用促進助成金、キャリアアップ助成金等の企業支援策の周知に努め、その活用による就職氷河期世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。

〈和歌山労働局、和歌山県商工観光労働部〉

⑦ 就職氷河期世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場定着支援など、企業等における受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）を促進するほか、好事例の収集・提供など必要な支援を行う。

〈和歌山労働局、和歌山県商工観光労働部〉

⑧ 企業における就職氷河期世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場定着支援など受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等の取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策を和歌山P Fに提案する。

〈和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、（一社）和歌山経済同友会〉

⑨ 就職氷河期世代を対象とした正社員化を含む処遇改善等にかかる企業への働きかけを行う。

〈日本労働組合総連合会和歌山県連合会〉

⑩ 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施や対象者への一層の周知に取り組む。

〈和歌山県〉

(2) 長期にわたり無業の状態にある方

【目標】

就業を希望しながら、様々な事情により求職活動に至っていない長期無業の状態にある方については、働くことや社会参加を促す中で本人に合った形で支援を行う必要があることから、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）を中心に、関係機関と連携しながら職業的自立につなげることを目標とする。

【K P I】

項目	K P I
サポステにおける就職等率について	67.9%以上 ^{※6、※7}
サポステにおける定着率について	76.9%以上 ^{※6、※7}
サポステと地域の関係機関との連携体制の強化	市町村 P F 等への参画

※6 サポステ支援対象全年齢層での目標

※7 年度更新後に見直しの可能性あり

【取組】

(相談体制の充実)

① サポステの専門相談員によるカウンセリング、セミナー等の実施により、支援対象者の職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。

また、関係機関への多様な支援において支援対象者を把握し、ハローワーク、わかやま就職支援センター（通称：はたらコーデわかやま）等との連携により個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立のための支援を行う。

〈和歌山労働局、和歌山県福祉保健部、サポステわかやま、南紀若者サポステ、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

② わかやま就職支援センター（通称：はたらコーデわかやま）において、キャリアコンサルティング等を行うほか、支援対象者に適切かつワンストップな支援を行えるよう、支援機関間の連携を強化する。

〈和歌山県商工観光労働部〉

(職場体験・見学、就労に向けた支援)

- ③ 支援対象者に対するイベント（就職準備セミナー、職場見学・体験等）を開催する。

〈和歌山労働局、和歌山県商工観光労働部、和歌山県福祉保健部、サポステわかやま、南紀若者サポステ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部和歌山職業能力開発促進センター、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

- ④ 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備にかかる取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策を和歌山PFに提案する。

〈和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、(一社)和歌山経済同友会〉

- ⑤ 働き方改革やワーク・ライフ・バランスの普及啓発等を通じ、多様な働き方の推進を図る。

〈和歌山労働局、和歌山県商工観光労働部、和歌山県福祉保健部、和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、(一社)和歌山経済同友会、日本労働組合総連合会和歌山県連合会〉

- ⑥ 支援対象者にかかる受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等への取組について企業への働きかけを行う。

〈日本労働組合総連合会和歌山県連合会〉

(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

【目標】

支援対象者やその家族のニーズや状態に応じ、就労に限らない多様な社会参加に向けた支援を可能とするため、身近な市町村に相談して、支援を受けられる体制を整備するとともに、地域の様々な関係機関がネットワークを構築することにより支援対象者が社会とつながりながら生活できることを目指す。

【K P I】

項 目	K P I
市町村PFの設置	30市町村

【取組】

(実態やニーズの把握)

- ① 和歌山県は、市町村が実施する、ひきこもり状態にある方やその家族の実態・ニーズの把握に関し、支援機関と連携しその取組を支援する。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山県社会福祉協議会、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

(相談支援体制の充実)

- ② 支援対象者やその家族が、居住する地域で容易に相談できるよう、市町村での包括的支援体制整備を促進するとともに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」という。）における相談体制の強化や就労準備支援事業等の充実を図る。また、これらの支援体制について、住民への周知を図る。

〈和歌山県福祉保健部〉

- ③ 支援対象者の支援に関する情報共有や支援方針の検討等を行う場として、市町村PFを形成するよう、和歌山PFから働きかける。また、市町村PFへ先進的な取組や好事例の情報提供を行う。

〈和歌山労働局、和歌山県商工観光労働部、和歌山県福祉保健部〉

- ④ ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの状態にある方やその家族への専門相談を実施するとともに、ひきこもり支援ネットワーク会議を通して支援を行っている関係機関の連携強化を図る。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

(相談支援にかかる人材の育成、資質向上)

- ⑤ 自立相談支援機関の相談支援員等の養成研修やひきこもり地域支援センターによる支援者向けの研修会などにより、支援にかかる人材の育成、資質の向上を図る。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

(職場体験・見学、就労に向けた支援)

- ⑥ 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備を促進するほか、多様な働き方の提案や好事例の収集・提供など必要な支援を行う。また、業界団体や企業等へ受入体制整備等にかかる要請を行う。

〈和歌山労働局、和歌山県商工労働観光部、和歌山県福祉保健部〉

- ⑦ 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備にかかる取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策を和歌山P Fに提案する。(再掲)
〈和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、(一社)和歌山経済同友会〉
- ⑧ 支援対象者にかかる受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)等への取組について企業への働きかけを行う。(再掲)
〈日本労働組合総連合会和歌山県連合会〉

(4) 全支援対象者

【取組】

(助成金の積極活用)

【別表】

- ① 就職氷河期世代を対象に企画された助成金のみならず、求職者の試行的雇用や非正規雇用労働者に対する雇成型訓練の実施に対する助成金等の周知・活用による支援を積極的に展開する。
〈全構成員〉

(就職氷河期世代支援の気運醸成)

- ② 和歌山P Fの取組や活動等について、市町村や各団体・企業等に積極的に周知・啓発を行うことにより、地域社会全体で就職氷河期世代の活躍を支援する気運の醸成を図る。
〈全構成員〉

(対象者への広報)

- ③ 支援対象者一人ひとりに各種施策や社会全体で支援するというメッセージを積極的に届けるため、あらゆる手段(メディア、SNS、WEB、イベント開催等)を活用し、家族、関係者も含め効果的に伝わる周知・広報策を展開する。
〈全構成員〉

6 推進体制・進捗管理方法

「新活躍支援プラン」の効果的な推進を図るため、和歌山P Fとりまとめ事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、和歌山P F設置要領の5に定める会議において公表する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

7 市町村プラットフォームとの連携

和歌山PFは、市町村PFの効果的かつ円滑な運営のために、市町村PFからの支援要請に対して適切に対応するとともに、好事例等の就職氷河期世代支援に関する情報についてはこれを共有し、双方密な連携を図ることとする。

8 その他

「新活躍支援プラン」の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、和歌山PF内の構成員で協議を行うとともに、関係機関に対しても情報共有を行うこととする。また「新活躍支援プラン」については、毎年度の実施状況を踏まえたうえで見直しを行うことがある。

なお、「新活躍支援プラン」の記載のうち、和歌山労働局及び和歌山県の取組にかかる記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。

(附則)

この支援プランは、令和5年8月4日から施行する。

【別 表】

就職氷河期世代活躍支援助成金等一覧

(令和5年4月1日現在)

No	実施主体	事業名	助成金の概要	計画期限
1	和歌山労働局	特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)	就職氷河期世代で、正社員経験のない方や少ない方を正社員で雇い、定着につなげた場合、事業主に助成される。	～R7.3.31
2	和歌山県	就職氷河期世代 正規雇用促進助成金	就職氷河期世代の失業者または非正規雇用労働者を、県内の事業所で新たに正規雇用労働者として雇い入れ、1年以上継続して雇用した事業主を対象に、県から助成される	～R7.3.31
3	和歌山労働局	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	有期雇用労働者、短時間労働者等の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成される。	～R7.3.31
4	和歌山労働局	トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適正や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけにさせていただくことを目的とした制度で、事業主に対して助成される。	～R7.3.31
5	和歌山労働局	人材開発支援助成金 (人材育成支援コース)	事業主等が、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が事業主に対して助成される。	～R7.3.31